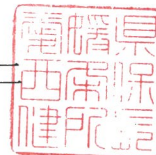


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県西条市周布1758番地3
氏名 藤岡建設株式会社
代表取締役 藤岡 一貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和5年11月10日
許可の有効年月日 令和10年11月9日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん 以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) ①愛媛県西条市丹原町田野上方1097番1(ア、イ)

②愛媛県西条市丹原町川根甲46番4(ウ、エ)

(面積) ア87.5㎡、イ66.98㎡、ウ46.8㎡、エ24.46㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

ア汚泥(脱水物に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」、鉋さい、がれき類 以上10種類

イ廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」、がれき類 (以上3種類、石綿含有産業廃棄物)

ウ廃プラスチック類、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」、がれき類 以上5種類

エ廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。){及び陶磁器くず」、がれき類 (以上3種類、石綿含有産業廃棄物)

(積替えのための保管上限) ア32.35㎡、イ93.50㎡、ウ17.88㎡、エ9.29㎡

(積み上げることができる高さ) イ2.4m(廃プラスチック類のみ1.9m)、ウ、エ0.45m

(裏面へ続く)

(裏 面)

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 5年11月10日
○更新許可	平成10年11月10日
○更新許可	平成15年11月10日
○更新許可	平成20年11月10日
○変更許可	平成21年 4月 2日
(燃え殻、ばいじん 以上2種類の追加及び、保管場所ウ、エの追加)	
○更新許可	平成25年11月29日
○更新許可	平成30年11月10日
○変更許可(動植物性残さ 以上1種類の追加)	令和 4年 8月15日
○更新許可	令和 5年11月10日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無